

熊 本 県

ギャンブル等依存症対策推進計画

令和4年3月

熊 本 県

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 ギャンブル等依存症の定義
- 5 ギャンブル等依存症に関連する諸問題

第2章 ギャンブル等依存症をめぐる現状と課題

- 1 ギャンブル等施設の状況
- 2 ギャンブル等依存症の状況
- 3 ギャンブル等依存症者の相談状況
- 4 ギャンブル等依存症に関連する諸問題の状況
- 5 医療機関及び民間団体の活動の状況
- 6 ギャンブル等依存症対策を推進する上での主な課題

第3章 計画の方向性

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 施策体系

第4章 具体的な取組み

- 1 発生予防（1次予防）
 - (1) 予防教育の推進
 - (2) 普及啓発
 - (3) 不適切な誘引の防止
- 2 進行予防（2次予防）
 - (1) 相談支援の充実
 - (2) 医療提供体制の充実
- 3 再発予防（3次予防）
 - (1) 社会復帰支援及び家族支援
 - (2) 民間団体の活動支援
- 4 基盤整備
 - (1) 相談機関と医療機関等の連携
 - (2) 人材育成
 - (3) 調査・研究の推進
- 5 成果目標

第5章 推進体制

- 1 推進体制
 - (1) 関連施策との有機的な連携
 - (2) 計画の見直し及び推進体制

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

多くの人々が公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいます。その一方でこれらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるとともに、多重債務、犯罪、自殺、虐待等の重大な社会問題に発展する場合があります。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるにもかかわらず、専門的に治療できる医療機関が少ないことや、治療・支援体制や相談窓口に関する情報が十分でないために、ギャンブル等依存症の本人や家族が必要な治療や相談を受けられていない状況にあります。

このような中、国はギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図ると共に、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号）（以下「法」という。）を制定し、平成31年4月に法第12条に基づき「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定しました。

そこで、本県においても、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するために「熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、各関係機関と連携しながらギャンブル等依存症の発生・進行・再発の各段階に応じた適切な対策を講じることで、県民の健全な生活の確保と安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

この計画は、法第13条に基づき、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進を図ることを目的として策定します。

また、本計画は「熊本県アルコール健康障害対策推進計画」、「熊本県自殺対策推進計画」、「第7次熊本県保健医療計画」及び「第4次くまもと21ヘルスプラン（第4次熊本県健康増進計画）」との調和を図ったものとします。

3 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

4 ギャンブル等依存症の定義

法第2条では、「ギャンブル等依存症」を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為※1）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障をきたしている状態」と定めており、本計画においても同じ定義とします。

※1 偶然に得られる成功や利益を目的とする行為のこと

5 ギャンブル等依存症に関連する諸問題

ギャンブル等依存症は本人だけではなく、その家族等の日常生活や社会生活にも支障をきたし、のめり込んだ結果として、以下のような問題にも繋がる可能性があるため、早期の対応が必要です。

(1) 多重債務

ギャンブル等に使う賭金を確保するために、複数の金融機関等から借金を重ね、返済が困難になる場合があります。

(2) 貧困

賭金を確保するために生活費を使い込み、生活が困窮する場合があります。

(3) 家庭内暴力 (DV^{※1})・児童虐待

ギャンブル等にのめり込むことにより、些細なことで情緒不安定となり、子どもや配偶者等、家庭内での暴力に及び、家族問題へと発展する場合があります。

(4) 犯罪

賭金を確保するため、横領や窃盗、詐欺等の犯罪を犯す場合があります。

(5) 自殺

ギャンブル等にのめり込むことにより生じた問題が解決できなくなり、精神的に追い込まれ、自殺に至る場合があります。

(6) 他の精神障がい

ギャンブル等依存症の本人には、発達障害、知的障害、うつ病、不安障害等他の精神障がいを抱えている場合があります、それらの障がいに対する対応が必要となる場合があります。

※1 Domestic Violence の略。家庭内での暴力や攻撃的行動のこと。

第2章 ギャンブル等依存症をめぐる現状と課題

1 ギャンブル等施設の状況

(1) ギャンブル等の施設数の状況

熊本県内にあるギャンブル等の施設数は表1のとおりです。

県内の公営競技場は競輪が1施設のみとなっていますが、公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）については、電話やインターネット、ウインズやポートピア等の発券所において投票が可能であり、競技場に出向かなくても公営競技への参加が可能となっています。

表1 全国及び熊本県内のギャンブル等施設の状況 ※（ ）内は場外発券所の数

	中央競馬 地方競馬	競輪	オートレース	ボートレース	ぱちんこ パチスロ
県内	0 (1*)	1 (5*)	0 (2*)	0 (1*)	142
九州	4 (9)	6 (20)	2 (10)	7 (26)	1,203
全国	25	43	5	28	9,035
時点	令和3年9月				令和2年12月

(熊本県障がい者支援課調べ)

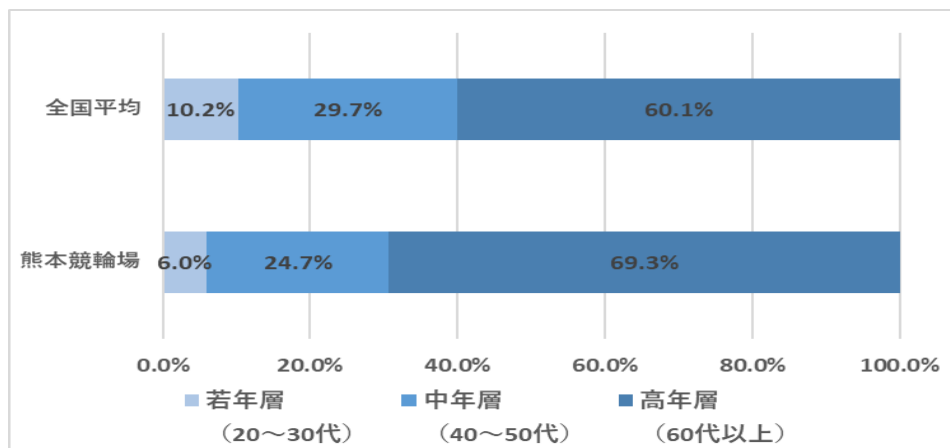
*場外発券所：競馬1（八代）、競輪5（熊本、宇土、八代、天草、玉東）、オートレース2（宇土、八代）、ボートレース1（長洲）

(2) 熊本競輪の状況

熊本競輪場は、昭和25年7月に開設された公営競技施設です。平成28年の熊本地震の影響により、現在は競輪の開催ができないため、場外発売を行っています。

場外発売では、年間330日程度開催しており、1日500～600人程度の入場者数となっています。熊本競輪場への入場者の年齢構成をみると、全国平均と比べ、若年層（20～30代）が少なく、高年層（60代以上）が多い傾向にあります。

図1 熊本競輪場入場者の年齢構成（平成23年度JK A調査）

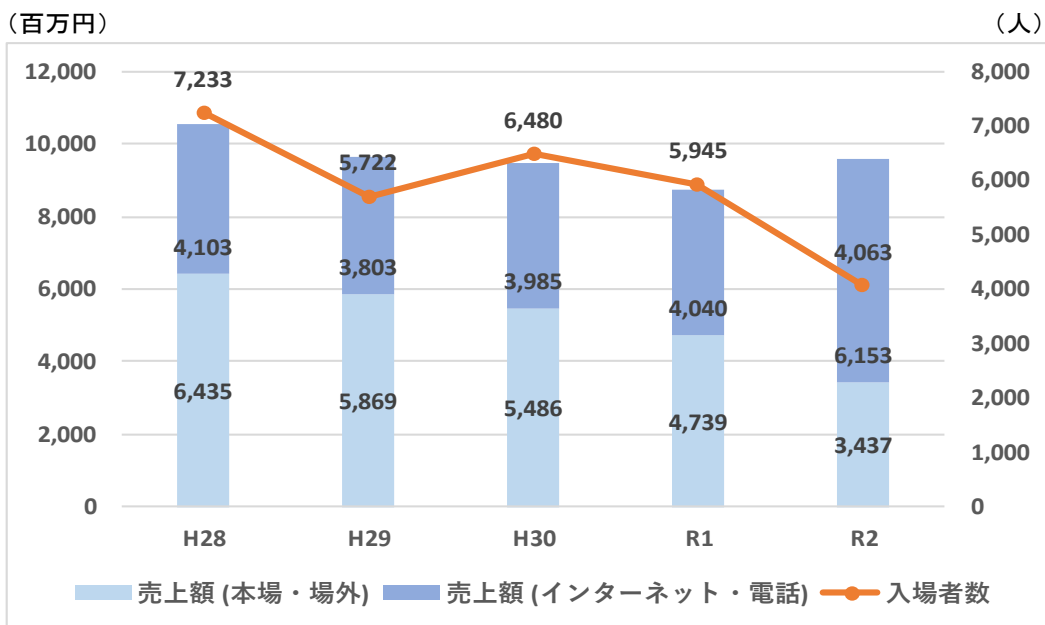


(出典：熊本競輪中期経営計画)

平成28年度以降は売上額は横ばい、入場者数は減少傾向にあります。

近年、場所や時間を問わず車券購入が可能なインターネット投票や電話投票が増加しており、令和2年度は、売上の7割近くを占めています。

図2 熊本競輪場の売上額及び入場者

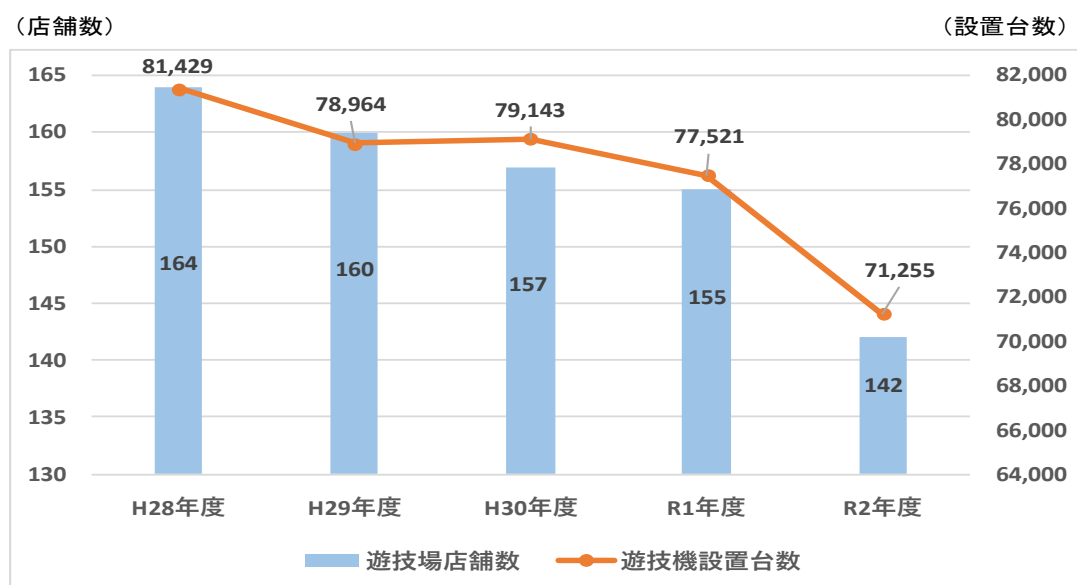


(熊本競輪調べ)

(3) ぱちんこ・パチスロの状況

本県の遊技場店舗数は、平成28年度以降は年々減少しており、遊技機の設置台数も減少傾向にあります。令和2年度の遊技場店舗数及び遊技機設置台数については、九州内では福岡県(352店舗、186,366台)、鹿児島県(206店舗、77,118台)に次ぎ、3番目(142店舗、71,255台)に多くなっています。

図3 熊本県における遊技場店舗数及び遊技機設置台数の推移



(出典：全日本遊技業事業協同組合連合会ホームページ)

2 ギャンブル等依存症の状況

(1) ギャンブル等依存症が疑われる者の状況

令和2年度に国立病院機構久里浜医療センターが、国内のギャンブル等依存症の疫学調査(表2)を行いました。

同調査では、「過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を18歳から74歳人口の2.2%と推計しています。

表2 国内のギャンブル等依存症に関する疫学調査(令和2年度)

研究実施主体	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	
調査方法	自記式調査	
対象者の選択方法	無作為抽出された一般住民(18歳~74歳)	
調査対象者	17,955名	
回答者数	8,223名(回答率46.7%)	
過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われるもの(SOGS※15点以上)	推計値	2.2%(1.9~2.5%)※2

(出典:国立病院機構久里浜医療センター)

(2) 県内のギャンブル等依存症が疑われる者の状況

(1)の国内のギャンブル等依存症の疫学調査の結果を熊本県の人口(令和2年国勢調査)に換算すると、「過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」は約2万5千人と推計されます。

※1 SOGS(The South Oaks Gambling Screen)とは、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存症の簡易スクリーニングテストのこと。12項目(20点満点)の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合に依存症の疑いありとされる。

※2 ()内は95%信頼区間:同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間。

(3) 行動者率※1

総務省が実施した「平成28年社会生活基本調査」(5年おきに実施)によると、本県における10歳以上の人口のうち、過去1年間において1回以上「ぱちんこ」を行った人の割合(以下「行動者率」という。)は総数が12.9%、男性が20.3%、女性が6.3%となっており、全国平均の総数8.5%、男性14.0%、女性3.2%に比べて高くなっています。

また、本県の行動者率のうち総数及び男性は九州内で1位、女性は2位と九州の他の地域に比べても高い割合となっています。

図4 行動者率

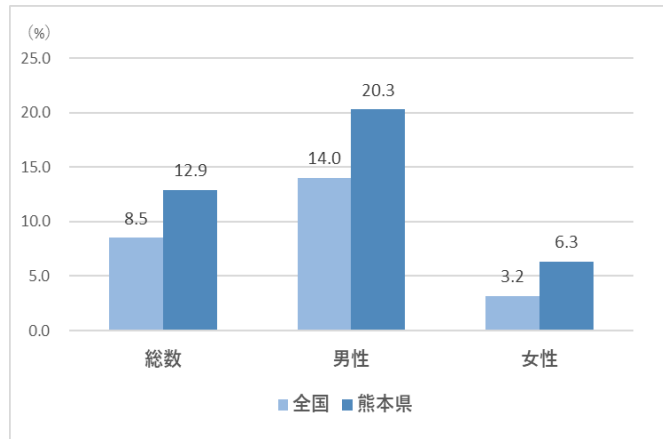


表3 九州各県の行動者率

	総数	男性	女性
福岡県	9.5	15.9	3.8
佐賀県	10.4	18.1	3.5
長崎県	10.5	17.7	4.3
熊本県	12.9(1位)	20.3(1位)	6.3(2位)
大分県	10.7	18.4	3.7
宮崎県	12.2	18.8	6.4
鹿児島県	12.4	19.7	5.9
沖縄県	3.9	6.7	1.2

(出典：総務省 統計局 「平成28年社会生活基本調査」)

(4) ギャンブル等依存症者の受療状況

NDB※2(ナショナルデータベース)によると、本県のギャンブル等依存症の外来患者数(年1回以上及び継続)は平成26年度から29年度の間は増加傾向にあります。

しかし、平成29年度の入院患者数は26名、外来患者数(年1回以上)は111名、外来患者数(継続)は87名と、(2)で述べた県内のギャンブル等依存症が疑われる者の人数(約2万5千人)と比較すると、大幅に少ない人数となっています。

さらに、入院患者数及び外来患者数のうち熊本市の人数(括弧内)と熊本市以外の人数を比較すると、いずれも後者の人数の方が多くなっており、地域における医療が必要とされていることが分かります。

表4 県内医療機関における診療実績

※()内は熊本市の人数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入院診察をしている精神病床を持つ病院数	0-2 (0-2)	3 (0-2)	4 (0-2)	4 (0-2)
外来診察している医療機関数	11 (9)	12 (6)	10 (6)	10 (5)
精神病床での入院患者数	28 (0-9)	29 (0-9)	30 (0-9)	26 (0-9)
外来患者数(年1回以上)	105 (23)	105 (16)	112 (22)	111 (18)
外来患者数(継続)	68 (11)	68 (0-9)	83 (14)	87 (13)

(出典：国立精神・神経医療研究センター 精神保健福祉資料 NDB)

※1 年1回以上ぱちんこを行う行為が直ちに依存症に繋がるということではありません。

※2 「National Database」の略。厚生労働省が医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査や分析などに用いるデータベースのこと。

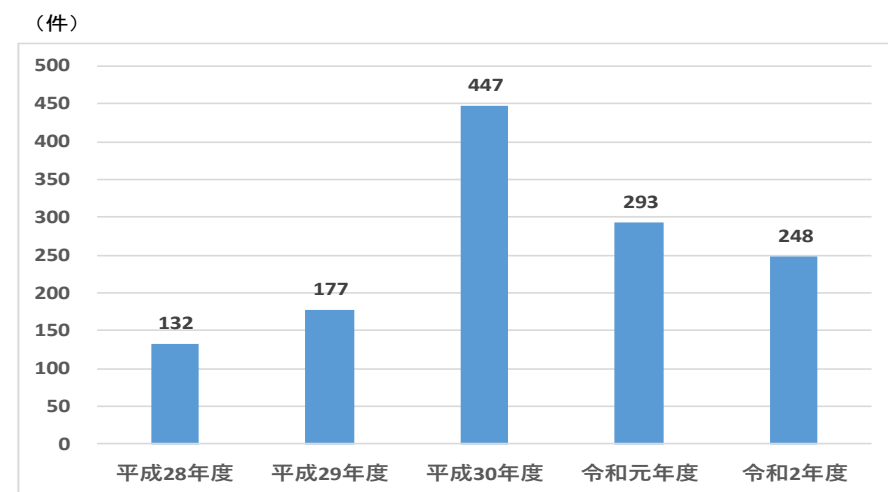
3 ギャンブル等依存症者の相談状況

(1) 県内相談機関への相談状況

熊本県内の相談拠点機関（精神保健福祉センター、こころの健康センター）及び各保健所へのギャンブル等依存症関係の相談件数は図5のとおりです。

全国的に相談拠点の整備が進んだ平成30年は大幅に増加したものの、その後は減少傾向にあります。

図5 各相談機関への相談件数



(熊本県障がい者支援課調べ)

(2) 関係相談機関への相談件数

ぱちんこ・パチスロ遊技の依存に関する相談機関である「リカバリーサポート・ネットワーク※1」へのギャンブル等依存症に関する相談件数は表5のとおりです。

(1) 県内相談機関への相談状況と同様に、平成30年度に増加したものの、その後は減少傾向にあります。

表5 リカバリーサポート・ネットワークへの相談件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
熊本県の初回相談件数	20	39	50	26	19
全国の初回相談件数	2,008	3,878	4,258	3,203	1,858
全国の延相談件数	2,502	4,923	5,795	5,222	3,703

(出典：リカバリーサポート・ネットワーク 報告書)

※1 リカバリーサポート・ネットワークは、ぱちんこ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決の支援を行うことを目的に設立された非営利の相談機関で、本人や家族等からの相談を受け付けている。

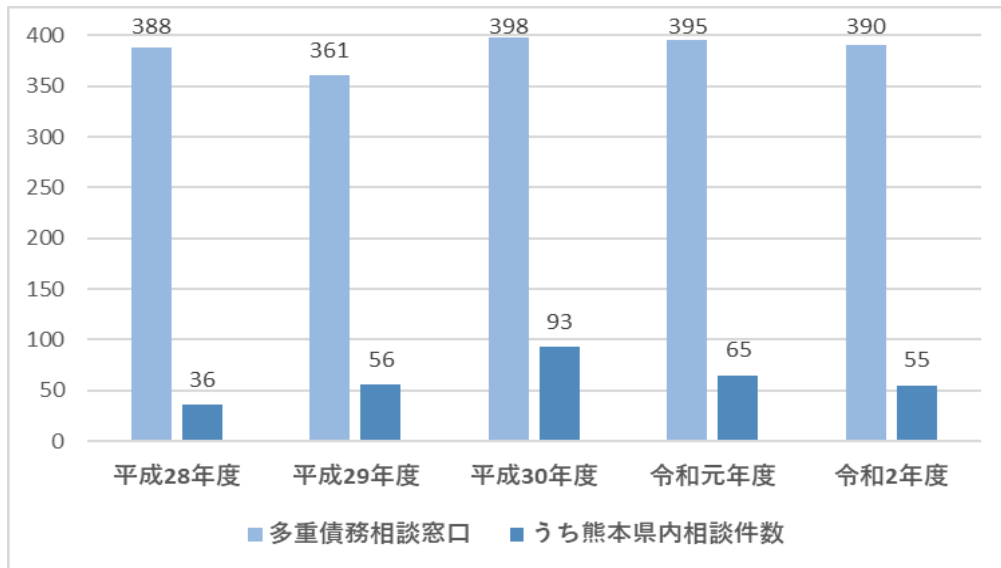
4 ギャンブル等依存症者に関連する諸問題の状況

(1) 多重債務関係の相談状況

ギャンブル等依存症に関連して発生する主な問題の一つに多重債務があります。多重債務とは、複数の業者から借金をして、返済が困難になっている状態のことです。

九州財務局における相談件数は、図6のとおり概ね横ばいとなっており、そのうち熊本県内の相談件数は1～2割程度となっています。

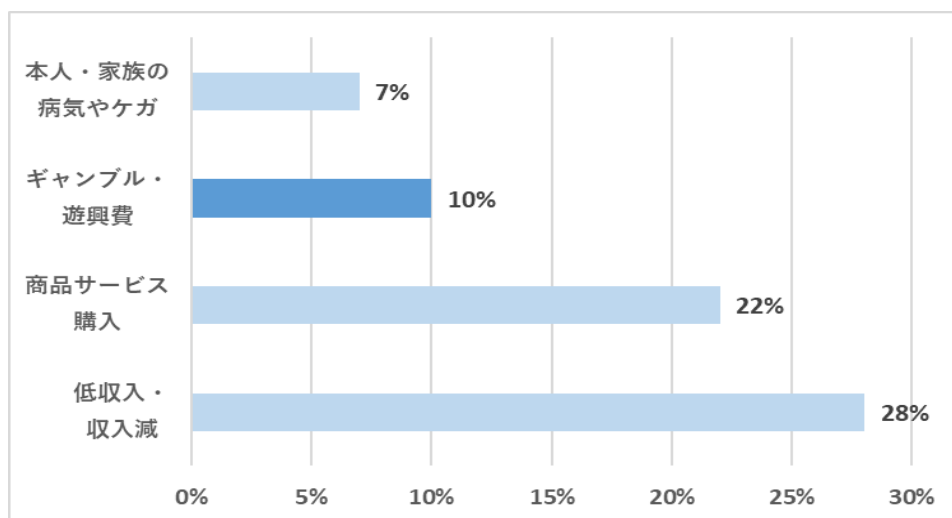
図6 九州財務局における多重債務に関する相談件数



(熊本県消費生活課調べ)

また、令和2年度の九州財務局の多重相談窓口における相談で債務の原因として挙げられたもの（複数回答可）のうち、「ギャンブル・遊興費」は10%を占めています。

図7 九州財務局多重債務相談窓口における債務の原因（複数回答可）



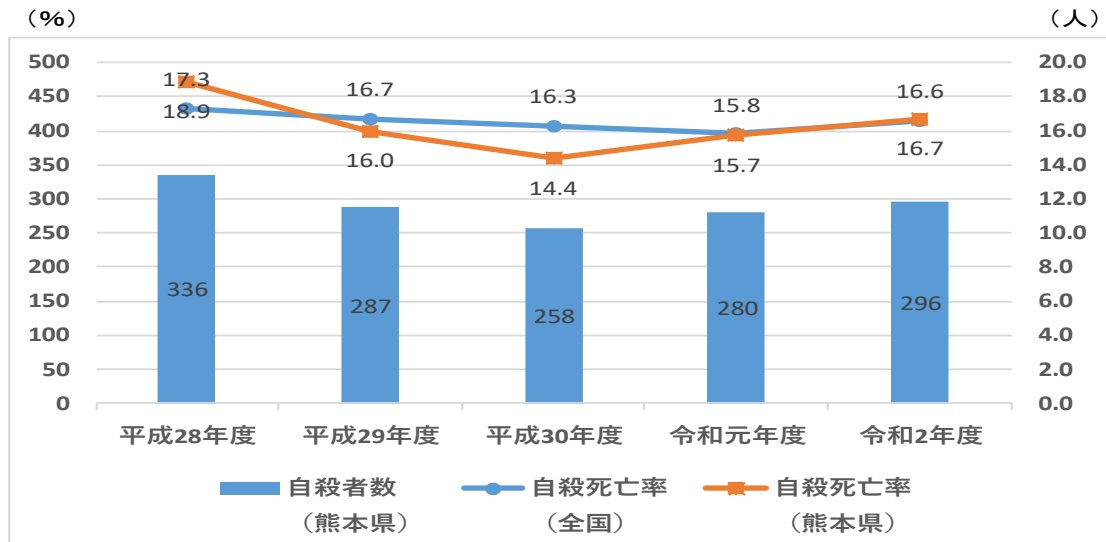
(熊本県消費生活課調べ)

(2) 自殺死亡率※1 及び熊本県における自殺者数について

過去5年間における全国及び熊本県の自殺死亡率及び熊本県の自殺者数は図8のとおりです。

本県における自殺死亡率については、平成29年度及び30年度は全国平均を下回っていましたが、令和元年度及び2年度は全国平均と同程度となっています。また、自殺者数については、平成30年度まで減少傾向でしたが、その後は増加傾向にあります。

図8 全国及び熊本県における自殺者数の推移



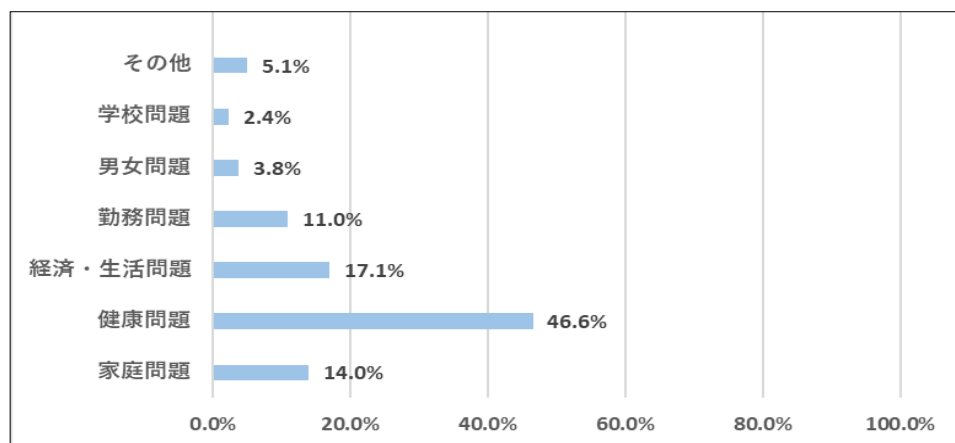
(出典：警察庁 自殺統計)

また、令和2年度の熊本県における原因別の自殺者数の割合は図9のとおりです。

全国と同様に「健康問題」が46.6%で最も多く、次いで「経済・生活問題」が17.1%、「家庭問題」が14.0%の順となっています。

ただし、自殺の多くは多様かつ複合的な原因や背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

図9 令和2年度における熊本県の原因別自殺者数の割合



(出典：警察庁 自殺統計)

※1 人口10万人あたりの自殺者数のこと。

5 医療機関及び民間団体の活動の状況

本県におけるギャンブル等依存症の治療体制を整備するため、令和2年12月にギャンブル等依存症の専門的な医療を提供できる専門医療機関を1カ所、令和3年3月に依存症に関する取組の情報発信や、ギャンブル等依存症に関する研修等を実施する治療拠点機関を1カ所選定しています。

また、熊本県内においてギャンブル等依存症の診察等に対応できる医療機関は、令和3年12月時点で、上記専門医療機関等を含め合計16カ所ありますが、山鹿、阿蘇、御船、宇城、球磨、天草保健所圏域においてギャンブル等依存症に対応できる医療機関はありません。

民間団体については、ギャンブル等依存症である当事者が集い、互いの過去の経験や現在の状況を語り合うことで依存克服を目指す「ギャンブラーズ・アノニマス（GA）」や、ギャンブル等依存症である者の家族や友人が集い語り合う「ギャマノン（GAM-ANON）」があり、熊本市、菊陽町、八代市等でミーティング活動を行っています。

また、多重債務被害の根絶や被害者の生活再建を支援することを目的とした「熊本クレ・サラ被害をなくす会」は、借金問題への相談支援やギャンブル等依存症者の医療機関退院後の生活再建に向けた支援、ギャンブル等依存症に関する講演等の活動を行っています。

<参考>ギャンブル等依存症に対応できる県内医療機関（令和3年12月時点）

【熊本市】 向陽台病院・こころの元気クリニック・藤崎宮前クリニック・新屋敷在宅クリニック・新町メンタルクリニック・上熊本内科・熊本心身医療クリニック・くまもと悠心病院・桜が丘病院・池田病院・なごみクリニック
【玉名市】 城ヶ崎病院 【荒尾市】 有明メンタルクリニック 【菊陽町】 菊陽病院
【八代市】 八代更生病院 【水俣市】 神経内科リハビリテーション協立クリニック

6 ギャンブル等依存症対策を推進する上での主な課題

○ 県内においてギャンブル等依存症が疑われる人数（約2万5千人）に比べ、医療機関の受診へ繋がっている人数（224人）や相談機関への相談件数（248件）が大幅に少ないことから、支援が必要な方が医療機関や相談機関へ繋がりにくい現状があることがわかります。

ギャンブル等依存症への理解や正しい知識、医療機関・相談機関等の情報の普及・啓発や、研修等を通してギャンブル等依存症に対応できる人材（医療関係者や各種相談員等）育成を推進する必要があります。

○ ギャンブル等依存症専門医療機関が県内に1カ所のみであることやギャンブル等依存症の診察等に対応できる医療機関が全くない圏域がある等、ギャンブル等依存症を専門的に治療ができる医療機関が少なく、ギャンブル等依存症患者が、遠方から受診・通院せざるを得ない現状があります。

地域において早期に適切な治療に繋ぐことができるよう、人材育成や専門医療機関の整備を進め県内各地域の医療体制をより充実させる必要があります。

○ 多重債務、貧困、虐待、犯罪、自殺等、ギャンブル等依存症に付随して発生する諸問題を総合的に解決するため、各関係機関との連携を強化し、いつでもどこでも適切な支援が受けられる体制を整備する必要があります。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

ギャンブル等依存症に関する正しい知識を広く県民に普及し、関係機関と連携しながらギャンブル等依存症の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが健全に安心して生活できる熊本の実現を目指します。

2 基本方針

(1) 正しい知識の普及・啓発及び不適切な誘引の防止

ギャンブル等へののめり込みに伴うリスクや、ギャンブル等依存症について正しく理解し、ギャンブル等を適切に楽しむための教育・啓発の推進と、公営競技関係事業者等と協力し、不適切な誘引を防止する取組を推進します。

(2) 必要な支援につなげる相談支援体制の整備

県精神保健福祉センターや各保健所を中心とした、ギャンブル等依存症の相談支援の場所を明確化し、関係機関や自助グループ及び民間団体等と幅広く連携し、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制を整備します。

(3) 医療における質の向上と関係機関との連携の促進

適切な治療を身近な地域で受けられるよう、専門的な医療を提供できる専門医療機関や、治療、研究、人材育成等の中心となる治療拠点機関の整備を進めるとともに、ギャンブル等依存症への早期介入を含め、一般医療機関や各種相談窓口との連携を推進します。

(4) ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための理解促進

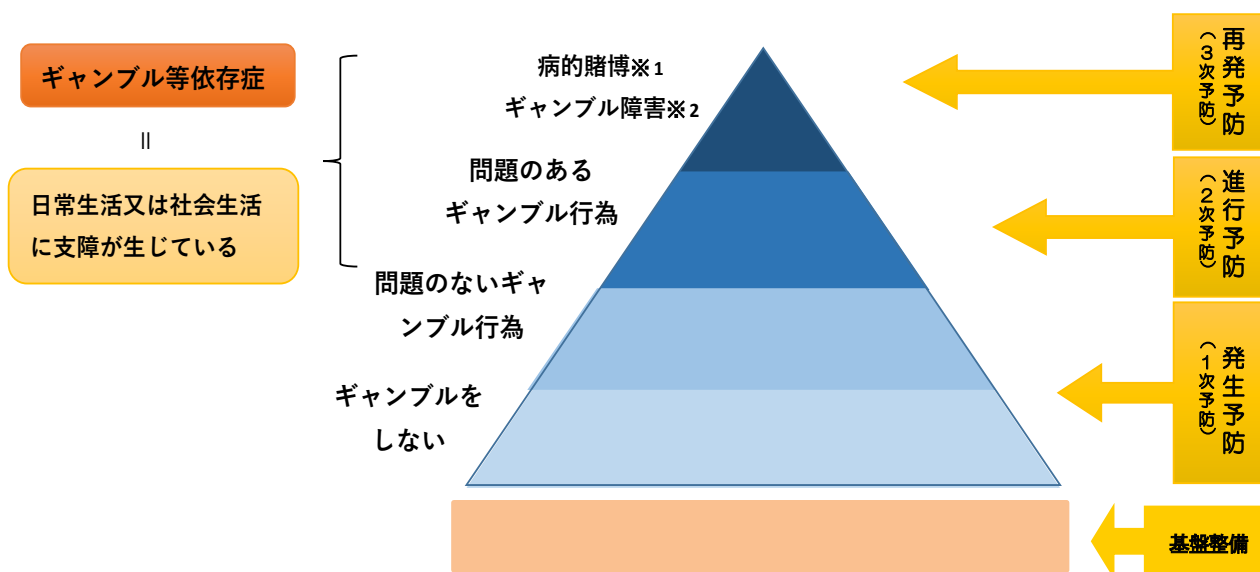
ギャンブル等依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でギャンブル等依存症並びにその回復及び社会復帰についての理解を促進し、相談機関や自助グループ等、各関係機関と連携して必要な支援を行う体制を整備します。

(5) ギャンブル等依存症に関連する諸問題の総合的な解決に向けた体制の整備

ギャンブル等依存症に関連して発生する多重債務、貧困、家庭内暴力、犯罪、自殺、その他の精神障がい等の諸問題を総合的に解決するために、それぞれの専門機関と連携した支援体制の整備を進めます。

3 施策体系

施策体系のイメージは次のとおりです。



「ギャンブルをしない」及び「問題のないギャンブル行為」に該当する者には、ギャンブル等依存症の発生予防に関する施策、ギャンブル等依存症の疑いのある「問題のあるギャンブル行為」に該当する者には、依存症の進行を予防するための施策、「病的賭博」や「ギャンブル障害」を既に発症している者には、依存症からの回復及び再発を予防する施策を展開していきます。

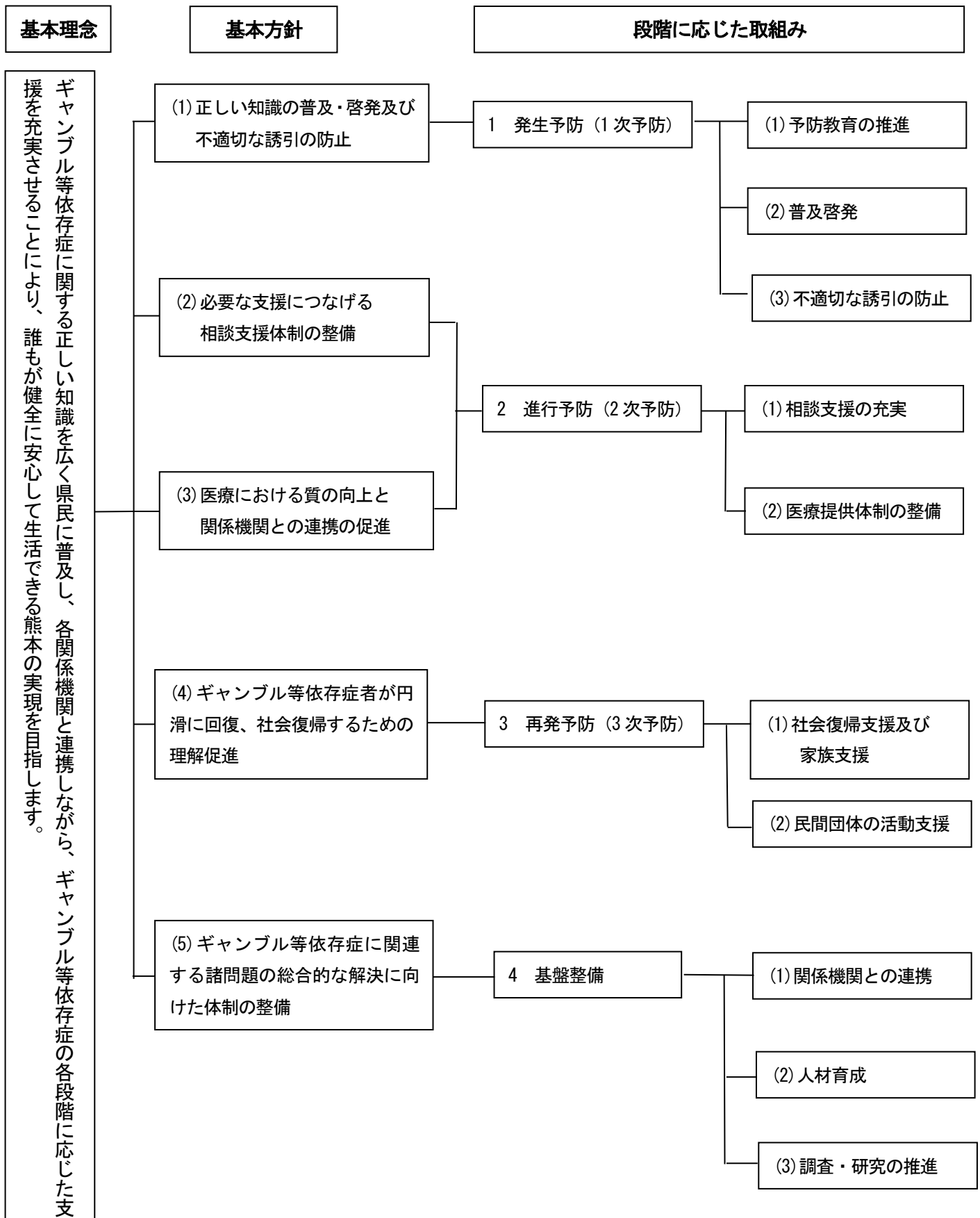
また、これらの施策を展開する上で、支援体制等を整えるための基盤整備にも取り組みます。

※1 「病的賭博」は、WHO（世界保健機関）が作成した国際疾病分類であるICD（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）-10の分類において、「持続的に繰り返される賭博であり、貧困になる、家族関係が損なわれる、個人的な生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する」と定義されている。

※2 「ギャンブル障害」は、アメリカ精神医学会作成した診断マニュアルであるDMS（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders）-5の分類において、「臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動」と定義されている。

(2) 施策体系

基本理念を柱として、5つの基本方針を設定し、それぞれの方針に対応した具体的な取組を実施することにより、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進します。



第4章 具体的な取組み

1 発生予防（1次予防）

（1）予防教育の推進

- 若年者に対する依存症への理解の促進
小学校・中学校・高校におけるポスターの掲示やリーフレット配布、SNSを活用した啓発活動、学校の授業や大学の講義等を通して、若年者へのギャンブル等依存症に対する理解と正しい知識の普及を行います。
- インターネット・ゲーム依存症予防への取組み
インターネットやゲーム、スマートフォン等へのめり込むと、将来ギャンブル等依存症へと繋がる可能性があるため、リーフレット等を活用した普及啓発、学校での授業や講演会、家庭内でのルール作りの促進等に向けた取組みを行います。

<熊本県教育委員会の取組み>

改訂された学習指導要領では、令和4年度から高等学校の保健の授業において、「精神疾患の予防と回復」の内容に、「アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」と示されています。これに基づき、高等学校等におけるギャンブル等依存症に関する知識の普及・啓発に取り組みます。

（2）普及啓発

- 啓発資料等を活用した普及啓発活動
ギャンブル等依存症啓発週間（毎年5月14日～20日）を始め、様々な機会においてギャンブル等依存症に関するポスターやリーフレット等の掲示・配布を通して、県民への各種相談窓口等の周知や正しい知識の普及に努めます。
- 職場等における普及啓発
職場における事業主、人事労務担当者、衛生管理者、労働者、産業医等を対象にギャンブル等依存症に関する研修を行い、正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
- 遊技施設における普及啓発活動
ぱちんこ店、遊技業協同組合、県警本部と連携し、ぱちんこ依存防止のための広報活動を行います。また、自己申告・家族申告プログラム※1の普及に向け、ぱちんこ店への働きかけを行います。

※1 遊技店舗を利用する者が、1日の使用金額や遊技時間、1カ月の来店回数を自己申告もしくはその家族が申告すると、その上限を超えた場合に店舗スタッフがその事実を本人（及び家族）にお知らせするプログラム。これにより、のめり込みを抑制し、適度に楽しめる遊技環境のサポートを行う。県内の当プログラムの導入店舗は約5割（53%）程度。

○ 講演会等の実施

県民に向けてギャンブル等依存症に関する講演会等（オンラインを含む）を実施します。

<熊本競輪における取組み>

- ・ホームページにおけるギャンブル等依存症に関する注意喚起及び問合せ先の周知や、場内のモニター、場内放送、出走表への印字等における注意喚起を行います。
- ・本人や家族からの申告による場内への入場制限や、インターネット投票の利用制限を導入し、のめり込みの防止を図ります。

(3) 不適切な誘引の防止

○ 若年者の入場制限の徹底

ぱちんこ店舗入口での「18歳未満立入禁止」の表示や身分証による確認の徹底、公営競技場における20歳未満の者のみの入場者に対する警備員の声掛けを強化する等、若年者の入場制限の徹底を図ります。

○ 高射幸性遊技機^{※1}撤去の推進

ぱちんこ業界と連携して、高射幸性遊技機の撤去を進めます。

<熊本県遊技業協同組合の取組み>

ぱちんこ店等に設置されているATMの順次撤去を推進します。

2 進行予防（2次予防）

(1) 相談支援の充実

○ 地域における相談窓口の整備

県の相談拠点機関である熊本県精神保健福祉センターをはじめ、熊本市の相談拠点機関である熊本市こころの健康センター及び地域の精神保健相談窓口である各保健所・市町村と連携し、地域における相談支援体制の整備に努めます。

<熊本県精神保健福祉センターの取組み>

電話相談員による相談対応に加え、医療機関から派遣されている依存症を担当する専門相談員と、借金関係の相談を担当する専門相談員の2名によるワンストップ相談を行う依存症専門相談支援事業を実施します。

<熊本市こころの健康センターの取組み>

職員等による相談対応の他に、医師や依存症専門相談員による個別相談を実施します。

※1 2万枚（40万円相当）以上の出玉実績が確認されているパチスロ機のこと。

<各保健所の取組み>

保健師や嘱託医が精神保健福祉相談を実施し、必要に応じて受診勧奨や自助グループ・家族会、地域版依存症相談会等の情報提供等を行います。

- 生活困窮者への相談支援
 - ・ギャンブル等依存症が原因で家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにした上で、必要な助言・指導等を行い、家計の早期改善に取り組みます。
 - ・消費者行政、保健・福祉、税金等徴収部門や公共料金等の担当職員等を対象に研修を実施し、生活困窮者の生活再生支援に対応できる人材を育成します。
- 多重債務者への相談支援
 - ・多重債務者相談キャンペーンや自殺予防週間に合わせて相談会を実施します。
 - ・多重債務等を抱え、総合的な生活再生支援が必要なギャンブル等依存症者に対して、相談・サポート・貸付等を行い、消費者自立を支援します。
- 民間団体への支援及び各相談機関の連携強化
 - ・熊本県弁護士会と連携して、ギャンブル等依存症による多重債務等の消費者相談に対応します。
 - ・専門医療機関と多重債務問題に取り組むNPO法人との連携を強化します。

<熊本競輪における取組み>

熊本競輪場内に相談窓口を設置し、各種相談機関への適切な案内を行います。

<熊本県遊技業協同組合における取組み>

ギャンブル等依存症に関する電話相談を行うリカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の活動を支援します。

(2) 医療提供体制の充実

- 専門医療機関の選定

現在選定しているギャンブル等依存症専門医療機関（1ヵ所）に加え、各地域においてギャンブル等依存症の治療に従事している医療機関を専門医療機関として認定し、地域における医療提供体制の充実に図ります。
- 地域における診療体制の充実

ギャンブル等依存症の診察等に対応できる医療機関が全ての圏域に設置されるよう、病院やクリニックに働きかけを行い、診療体制の充実に図ります。
- 研修会等の実施

治療拠点機関、相談拠点機関及び関係機関の連携を強化し、医療関係者や相談支援者等を対象とした研修会等を実施することで、ギャンブル等依存症に対応できる人材を育成します。

3 再発予防（3次予防）

（1）社会復帰支援及び家族支援

○ 生活困窮者への支援

ギャンブル等依存症が原因で家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにした上で、必要な助言・指導等を行い、家計の早期改善に取り組みます。（再掲）

○ 多重債務者への支援

多重債務等を抱え、総合的な生活再生支援が必要なギャンブル等依存症者に対して、相談・サポート・貸付等を行い、消費者自立を支援します。（再掲）

○ 職域における支援

ギャンブル等依存症者の復職、就労について、職場において正しい理解や適切な支援が受けられるようハローワーク等と連携して取り組みます。

○ 医療機関・相談拠点機関での取り組み

医療機関や相談拠点機関において、依存症回復支援プログラムや依存症家族教室等を実施し、依存症からの回復を支援します。

<熊本県精神保健福祉センターの取り組み>

当事者が自身の体験を振り返ることで再発防止や回復を支援する「依存症回復プログラム（KUMARPP※1、SAT-G※2）」や依存症者の家族を支援する「依存症家族ミーティング」や「依存症家族支援プログラム（KUMAF T※3）」を実施します。

<熊本市こころの健康センターの取り組み>

当事者に対しては回復プログラムである「アディクション行動変容グループプログラム※4」や個別面談において「SAT-G」を実施するほか、依存症者の家族に対しては、依存症への理解を深める「家族教室」を実施します。

<菊陽病院（専門医療機関）の取り組み>

当事者や家族を対象とした「ギャンブル等合同相談会」や「家族教室」、「ギャンブル等依存症者のテーマミーティング」等を実施します。

※1 熊本県精神保健福祉センターが実施する依存症を抱える当事者向けの回復プログラム。グループで依存症について学んだり話し合うことで回復を目指す。

※2 「Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder」の略。島根県が考案したギャンブル障がい回復トレーニングプログラム。ギャンブル等に頼らない生活を取り戻すことを目指した当事者向けプログラム。

※3 熊本県精神保健福祉センターが実施する依存問題を抱える者の家族に向けたプログラム。依存症への理解を深め、効果的なコミュニケーションや対応等について学ぶ。

※4 熊本市こころの健康センターが実施。あらゆる依存症を対象とし、やめたくてもやめられない行動を変えていくことを目的としたグループセラピー。

○ 民間団体の取組み

自助グループ等において当事者のミーティングや依存症者の家族支援等を実施します。

<G A (Gamblers Anonymous) の取組み>

熊本市、菊陽町、八代市等において、当事者同士が自身の経験を語り合うことで依存症克服を目指すミーティング等を実施します。

<ギャマノン (GAM-ANON) の取組み>

ギャンブル等依存症である者の家族や友人が集い、それぞれの体験を分かち合うミーティング等を実施することで、問題の解決を目指します。

<熊本クレ・サラ被害をなくす会の取組み>

ギャンブル等依存症者の医療機関退院後の生活再建支援や家族に対するサポートを実施します。

(2) 民間団体の活動支援

○ 自助グループの活動支援

熊本県障がい者支援課や精神保健福祉センター等において、助成制度や活動のサポート等を通して自助グループを支援します。

○ 自助グループの活動等の周知

県や関係機関が行う研修や講演において、自助グループにおける回復者の体験談や回復事例を紹介することにより、回復支援における自助グループの役割を周知し、各関係機関との連携を強化します。また、県ホームページ等で自助グループの活動等を紹介し、県民に広く周知します。

4 基盤整備

(1) 相談機関と医療機関等の連携

○ 相談窓口における情報提供

各相談窓口において、医療機関や自助グループに関する情報の他、ギャンブル等依存症に関連して発生する多重債務、貧困、虐待、DV、自殺等の問題についての各種関連情報の提供に努めます。

○ 地域における相談体制の強化

相談拠点機関、保健所、市町村、自助グループ等が情報共有し、依存症者の早期発見、支援につなげるなど、地域における関係団体と連携した相談支援体制を充実させます。

○ 医療機関と相談機関の連携

- ・治療拠点機関や相談拠点機関が連携し、医療機関や相談機関等の職員を対象にした研修会や情報提供等を行うことで、ギャンブル等依存症に対応できる人材を育成します。(再掲)
- ・専門医療機関と多重債務問題に取り組むNPO法人との連携を強化します。(再掲)

<熊本競輪の取組み>

熊本競輪場内に相談窓口を設置し、各種相談機関への適切な案内を行います。
(再掲)

(2) 人材育成

- 県民との接触機会が多い各種行政部門の職員や相談員、多重債務相談の関係者等を対象とした普及啓発・研修等を実施することにより、ギャンブル等依存症の潜在的患者を早期に発見し、相談機関や医療機関へより円滑に繋がります。
- 依存症相談支援者向けの研修会を実施し、相談支援に関わる人材を育成します。
- 治療拠点機関や相談拠点機関が連携し、医療機関や相談機関等の職員を対象にした研修会や情報提供等を行うことで、ギャンブル等依存症に対応できる人材を育成します。(再掲)
- 消費者行政、保健・福祉、税金等徴収部門や公共料金等の担当職員等を対象に研修を実施し、生活困窮者の生活再生支援に対応できる人材を育成します。(再掲)

<熊本県遊技業協同組合の取組み>

安心パチンコ・パチスロアドバイザー制度※1等により、遊技店舗における従業員教育を推進し、依存症問題に対して適切に対応できる人材を育成します。

(3) 調査・研究の推進

- ギャンブル等依存症対策専門部会の所属する団体を中心に、地域におけるギャンブル等依存症に関する実態及び課題の把握に努めます。

※1 遊技客に対して依存問題への適切な案内ができる担当者を各店舗に配置する制度。

5 成果目標

目標1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたってギャンブル等依存症の発生を予防する。

ギャンブル等依存症は、

- ・患者本人及び家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせること
- ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の社会問題を生じさせる可能性があること
- ・ギャンブル等依存症は患者本人が病気である認識を持ちにくいこと
- ・誰もがなり得る可能性があること
- ・適切な医療や支援により回復が可能であること

等について、県民に十分に理解されているとは言い難いことから、正しい知識を普及・啓発するため、次の取組を実施します。

実施内容	目標
県民向けの普及啓発を目的とした講演会等の実施	年1回以上
学習機会確保のための高等学校や大学等への啓発資料等の提供	年1回以上

目標2 ギャンブル等依存症に関する予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する。

令和3年度現在、ギャンブル等依存症の専門医療機関及び治療拠点機関は1カ所であるため、県内地域での医療体制の充実を図るために、地域的なバランスを考慮しながら専門医療機関及び治療拠点機関を継続して選定します。

また、ギャンブル等依存症に対応できる人材を育成し、予防、相談、治療、回復の各段階における支援体制を整備するために、次の取組を実施します。

実施内容	目標
専門医療機関及び治療拠点機関の選定	専門医療機関：3カ所以上選定 治療拠点機関：1カ所以上選定
医療機関及び相談機関等を対象とした研修の実施	年1回以上

第5章 推進体制

1 推進体制

(1) 関連施策との有機的な連携

関係機関が行うギャンブル等依存症に関する施策との有機的な連携が図れるよう、ギャンブル等依存症対策専門部会を中心に相互に必要な連絡・調整をとりながら関係機関と連携して推進に取り組みます。

(2) 計画の見直し及び推進体制

計画の策定後も、国の基本計画や本県の関連計画の動向及び社会情勢等の状況を踏まえ、適宜ギャンブル等依存症対策専門部会を開催し、取組状況の確認や必要に応じた計画の見直しを行います。

熊本県依存症対策推進協議会設置要項

(設置及び目的)

第1条 アルコール・薬物・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症対策は、予防的な関わりに加え、当事者及び家族を取り巻く多様な問題に対する支援が必要であることから、医療・保健・福祉・司法等の行政機関と民間団体が連携し、切れ目ない支援を行うことが必要である。そのため、関係機関がお互いの情報を共有するとともに、各機関の役割について理解を深め、日頃から連携した取組を行うこと、また県の依存症対策の取組について、関係機関の意見を聴取し、官民協働した取組を推進することを目的として、熊本県依存症対策推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会における協議内容は、次のとおりとする。

- (1) 県の依存症対策の取組に関する事項。
- (2) 依存症支援体制の構築や関係機関の連携に関する事項。
- (3) その他、依存症対策を推進するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、医療、保健、福祉、教育、司法、学識経験者、民間団体、行政機関等の関係者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 協議会に、副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、その指名する者を、代理人として出席させることができる。
- 3 協議会が必要と認めるときは、関係者から意見を聴取することができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、専門的な事項について協議・検討等を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 協議会は、専門部会の決議を以て協議会の決議とすることができる。
- 3 専門部会に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課に置くものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

ギャンブル等依存症対策専門部会運営要領

(設置及び名称)

第1条 この専門部会は、熊本県依存症対策推進協議会設置要項第6条の規定に基づき設置し、ギャンブル等依存症対策専門部会（以下、「専門部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 専門部会は、県におけるギャンブル等依存症対策推進のための計画策定や見直し、評価及び進捗に関する事項、県の取組みに関する事項、その他ギャンブル等依存症対策を推進するために必要な事項について、協議・検討を行う。

(構成)

第3条 専門部会は、熊本県依存症対策推進協議会（以下、「協議会」という。）の委員から、ギャンブル等依存症に関係する機関の委員をもって構成する。また、専門部会の部会長は、協議会の会長とする。

(会議)

第4条 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、その指名する者を、代理人として出席させることができる。

3 専門部会が必要と認めるときは、関係者から意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 専門部会の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課に置くものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年7月27日から施行する。

熊本県依存症対策推進協議会推進協議会

ギャンブル等依存症対策専門部会委員

(令和4年3月現在)

		関係団体	役職	委員名
1	学識 経験者	熊本大学大学院生命科学研究部	准教授	ボク シュウケン 朴 秀賢
2	医療 関係	公益社団法人 熊本県精神科協会	理事	ハマモト ジュンイチ 濱元 純一
3		公益社団法人 熊本県医師会	理事	ミヤモト ケンシ ロー 宮本 憲司朗
4		社会医療法人芳和会 菊陽病院 (ギャンブル等依存症治療拠点機関)	医局長	キヨシマ ミキコ 清島 美樹子
5	保健 関係	熊本縣市町村保健師協議会	参事	マツムラ カヨ 松村 佳代
6	福祉 関係	熊本県精神保健福祉士協会	理事	ムラカミ コウタ 村上 幸大
7		熊本県臨床心理士・公認心理師協会	臨床心理士 公認心理師	コマツ チカコ 小松 哉子
8	教育 関係	公益財団法人 熊本県学校保健会	事務局長	タナカ シンサク 田中 新作
9	司法	熊本県弁護士会	—	ウエダ ユウスケ 上田 祐輔
10	運営者	熊本県遊技業協同組合	専務理事	カワベ シンイチ 川辺 信一
11		熊本市競輪事務所	所長	ツチヤ ヒロキ 土屋 裕樹
12	民間団 体等	NPO法人 熊本クレ・サラ被害をなくす 会	会長	タカハマ ト ショ 高濱 登志子
13		GA (Gamblers Anonymous)	—	カキソエ カズフミ 柿添 一史
14	行政	熊本市こころの健康センター	所長	コガ アキヒロ 古閑 章浩

◆相談窓口一覧

(1) 依存症相談拠点機関

名 称	電 話 番 号
熊本県精神保健福祉センター	096-386-1166
熊本市こころの健康センター	096-362-8100

(2) 保健所

保 健 所 名	管 轄 地 域	電 話 番 号
有明保健所	荒尾市・玉名市・玉東町・ 南関町・長洲町・和水町	0968-72-2184
山鹿保健所	山鹿市	0968-44-4121
菊池保健所	菊池市・合志市・ 大津町・菊陽町	0968-25-4138
阿蘇保健所	阿蘇市・南小国町・小国 町・産山村・高森町・西原 村・南阿蘇村	0967-24-9036
御船保健所	御船町・嘉島町・益城町・ 甲佐町・山都町	096-282-0016
宇城保健所	宇土市・宇城市・美里町	0964-32-1207
八代保健所	八代市・氷川町	0965-33-3229
水俣保健所	水俣市・芦北町・津奈木町	0966-63-4104
人吉保健所	人吉市・錦町・多良木町・ 湯前町・水上村・相良村・ 五木村・山江村・球磨村・ あさぎり町	0966-22-3107
天草保健所	上天草市・天草市・苓北町	0969-23-0172

(3) ギャンブル等依存症治療拠点機関

社会医療法人芳和会 菊陽病院

住所：熊本県菊池郡菊陽町大字原水5587

電話：096-232-3171（代表）

(4) 民間団体

- GA (Gamblers Anonymous)

GA日本インフォメーションセンター（JIC）

住所：神奈川県大和市大和東3-14-6 KNハウス101

電話：046-240-7279

※電話対応は毎月最終週の日曜（11：00～15：00）

- ギャマノン (GAM-MANON)
一般社団法人 ギャマノン日本サービスオフィス
電話：03-6659-4879 (毎週月曜・木曜 10:00~12:00)
- NPO法人 熊本クレ・サラ被害をなくす会
電話：096-351-7400
(月曜~金曜 9:30~17:00、土曜 9:30~12:00)
- 認定特定非営利活動法人 リカバリーサポートネットワーク (RSN)
電話：050-3541-6420
(月曜~金曜 (祝日除く)10:00~22:00 ※受付は21:30まで)
- 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター
電話：0120-321-153
(平日 9:00~20:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
メール：<https://tms-soudan.com/gamble/>
(※受付から概ね3営業日以内に返信)

(5) お金に関する相談先

- 熊本県消費生活センター
電話：096-383-0999
(月曜~金曜：9:00~17:00)
- 熊本市消費者センター
電話：096-353-2500
(月曜~金曜：9:00~17:00)
- 九州財務局 多重債務相談窓口
電話：096-351-0150
- グリーンコープ生活再生相談室
(グリーンコープ生活協同組合くまもと)
電話：096-243-2100
(月曜~金曜、第3土曜日：9:30~18:00)

発 行 者：熊本県
所 属：障がい者支援課
発行年度：令和3年度（2021年度）